

愛知県環境影響評価審査会 会議録

1 日時 2022年（令和4年）3月18日（金）午前10時から午前10時40分まで

2 場所 愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 議事

- (1) 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）について
- (2) （仮称）新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について

4 出席者

(1) 委員

中山会長、佐野部会長、大石委員、夏原委員

【オンライン出席】

二宮部会長、生田委員、長田委員、田代委員、塚田委員、富田委員、中野委員、西田委員、橋本委員、葉山委員、宮崎委員、義家委員

(以上16名)

(2) 事務局

環境局：

岡田環境局長、小野技監、加藤環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

谷口課長、戸田担当課長、鈴木課長補佐、国立主査、中村主任、大島技師

(以上9名)

(3) 事業者等

12名

【オンライン出席】5名

(以上17名)

5 傍聴人

2名

6 会議内容

(1) 開会

- ・ 会議録の署名について、中山会長が橋本委員と葉山委員を指名した。

(2) 議事

ア 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）について

- ・ 資料2について、二宮部会長から説明があった。

<質疑応答>

【中山会長】資料2の部会報告について意見はないため、このまま審査会の答申とし

てよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【中山会長】異議なしとされたため、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料2の「東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書(変更)について(報告)」を、そのまま審査会答申とすることで了承され、別紙1のとおり答申した。

イ (仮称) 新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について

- ・ 資料4について、佐野部会長から説明があった。

<質疑応答>

【夏原委員】資料4の部会報告に対して修正意見はない。本事業の事業実施想定区域は国定公園や保安林を含んでおり、部会報告の1(1)と1(2)の指摘の他、住民意見において複数案の比較が適切にできていないのではないかと意見が提出されている。

方法書においては、対象事業実施区域の設定に当たって、国定公園等を含めなければ事業者の目的を達成できないかという観点からも検討いただきたい。また、国定公園等の環境への影響が十分把握できるような調査方法をとっていただきたい。

【事務局】部会報告に記載いただいたように関係機関と十分調整を行って、方法書で関係機関との調整結果や区域の絞り込みに当たっての結果などを丁寧に記載いただきたいと考える。事務局としても、この意見にしっかりと対応いただくように指導をしていきたいと考えている。

【中山会長】資料4の部会報告について、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【中山会長】異議なしとされたため、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

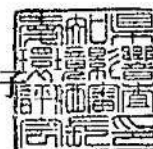
- ・ 資料4の「(仮称) 新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について(報告)」を、そのまま審査会答申とすることで了承され、別紙2のとおり答申した。

(3) 閉会

令和 4 年 3 月 18 日

愛 知 県 知 事
大 村 秀 章 殿

愛知県環境影響評価審査会
会 長 中 山 惠



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設
整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）について（答申）

令和 4 年 1 月 17 日付け 3 環活第 463 号の諮問については、別添のとおりお答えし
ます。

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）についての答申

はじめに

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）（以下「準備書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (3) ごみ焼却施設の処理方式は、3つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。
- (4) 本事業では、豊橋市資源化センター敷地内でごみ処理施設を稼働しながら建設工事及び解体工事が実施されることから、工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行の集中等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、適切な工事計画を検討すること。
- (5) 既存の豊橋市資源化センターのごみ処理施設において、アスベストの存在が確認されており、また、ダイオキシン類等の有害物質が存在している可能性が考えられることから、解体撤去工事に伴う飛散又は流出防止対策を徹底すること。

2 騒音及び超低周波音

- (1) 事業実施区域の近隣に住宅が立地していることから、工事の実施及び施設の供用に当たっては、低騒音型建設機械や低騒音型機器の積極的な導入を図るとともに、これらの配置、稼働時間帯等に配慮することにより、建設機械の稼働等及び機械等の稼働に伴う騒音及び低周波音の更なる低減に努めること。

(2) 工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路沿道環境への影響をより一層低減するため、運行ルートごとの車両台数等について沿道環境を踏まえて適切に設定するとともに、車両台数の抑制や低公害型車両の積極的な導入を図るなど環境負荷の低減に努めること。

3 動物、生態系

事業実施区域及びその周辺では、ヒメタイコウチの生息が確認されていることから、建設工事及び解体工事の実施に当たっては、その生息環境の保全に十分配慮すること。

4 景観

施設を近傍から視認した際の影響を低減するため、建屋等の形状、色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努めること。

5 廃棄物等

建設工事及び解体工事中並びに供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

6 温室効果ガス等

事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。

7 その他

(1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

(2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
令和4年1月17日	審 査 会	知事からの諮問 準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 部会の設置及び付託
令和4年2月21日	部 会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係市長意見の検討 部会報告の検討
令和4年3月18日	審査会	準備書の内容の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

生田 京子	名城大学理工学部教授
伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
大石 弥幸	大同大学名誉教授
岡村 聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
長田 和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
片山 直美	名古屋女子大学健康科学部教授
上島 通浩	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
鷺見 哲也	大同大学工学部教授
田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
富田 寿代	鈴鹿大学国際人間科学部教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
◎中山 恵子	中京大学経済学部教授
夏原 由博	名古屋大学名誉教授
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
○二宮 善彦	中部大学工学部教授
橋本 啓史	名城大学農学部准教授
葉山 嘉一	公益財団法人日本鳥類保護連盟評議員
櫃田 珠実	名古屋芸術大学芸術学部教授
宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
義家 亮	名古屋大学大学院工学研究科准教授
吉永 美香	名城大学理工学部教授

◎会長 ○会長代理

(敬称略、五十音順)

令和4年3月18日

愛知県知事
大村秀章殿

愛知県環境影響評価審査会
会長 中山 恵



(仮称) 新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について (答申)

令和4年1月31日付け3環活第489号の諮問については、別添のとおりお答えします。

(仮称) 新城・設楽風力発電事業 計画段階環境配慮書についての答申

はじめに

(仮称) 新城・設楽風力発電事業 計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものであるが、周辺的生活環境及び自然環境に十分配慮して事業を実施することが重要である。このため、事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 事業実施想定区域（以下「区域」という。）及びその周辺の一部は、愛知高原国定公園の第3種特別地域に指定されており、国定公園の特別地域については環境保全の観点から風力発電機の新築等に対する許可基準が示されている。

このため、国定公園管理者等の関係機関と十分に調整を行い、対象事業実施区域の設定及び本事業の事業計画の検討について当該基準を踏まえて適切に実施した上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。当該基準を満たすことができない場合は、国定公園の第3種特別地域内の風力発電機の設置を回避すること。

(2) 区域及びその周辺の一部は、水環境、生態系の保全等に関して地域において重要な機能を有する水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されている。

このため、関係機関と十分に調整を行い、対象事業実施区域の設定及び本事業の事業計画の検討を適切に実施し、保安林指定区域における樹木の伐採、土地の改変等をできる限り回避すること等により、当該機能の維持を図ること。

(3) 方法書においては、対象事業実施区域の設定経緯及びその内容について丁寧に記載すること。また、風力発電機の配置計画や工法、交通ルート等の工事に関する事項をできる限り具体的に記載すること。

(4) 事業計画の検討に当たっては、重大な環境影響を回避、低減する観点から、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえるとともに、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、風力発電機の規模及び配置を慎重に検討すること。

2 騒音及び風車の影

区域の周辺に住宅が存在しており、一部の住宅については、複数の区域に囲まれていることから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電機をできる限り住宅から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月、環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月、環境省)等に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 水質

区域及びその周辺には、複数の河川が存在しており、水道用水の水源となっている河川も存在していることから、工事の実施に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、関係機関に水道用水の取水地点の位置を確認の上、取水する河川から土地の改変区域までの距離を確保するとともに、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑える等、水環境への影響に配慮した事業計画とすること。

4 動物

(1) 鳥類

区域にはクマタカ、イヌワシ、サシバ、ミゾゴイ等の重要な種が生息している可能性があり、また、区域及びその周辺は、ハチクマ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性があることから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、鳥類への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。なお、調査については、飛翔軌跡、飛翔高度、餌場等への移動経路及び渡りの経路等の記録が重要となることに十分に留意して、適切な調査の手法を検討すること。また、夜間調査の実施についても検討すること。

(2) 両生類

区域には重要な種であるミカワサンショウウオが生息している可能性があることから、工事中の濁水及び地形改変等によるミカワサンショウウオへの影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、ミカワサンショウウオへの影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 景観

区域及びその周辺は山岳等自然景観を有し、その一部は愛知高原国定公園の第3種特別地域に指定されている。また、区域周辺の国定公園内には主要な眺望点が存在している。これらのことから、施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価の手法の検討に当たっては、当該国定公園及び施設の管理者、関係自治体、地域住民、利用者等の意見を聴取すること。その上で風力発電機の規模、配置及び色彩を検討し、景観への影響に配慮した事業計画とすること。

特に、国定公園の第3種特別地域に風力発電機の設置をする場合は、国定公園内の主要な眺望点からの眺望の著しい妨げにならず、かつ山稜線を分断するなど眺望の対象に著しい支障を及ぼさないようにすること。

6 その他

- (1) 風力発電事業の適切な実施のためには、地域との適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが重要であることから、地域住民、関係機関等に対し、事業計画、環境配慮等について、丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。
- (3) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
令和4年1月31日	審 査 会	知事からの諮問 配慮書の内容の検討 部会の設置及び付託
令和4年2月22日	部 会	配慮書の内容の検討 関係市町長意見の検討 住民意見の概要等の検討 部会報告の検討
令和4年3月18日	審査会	配慮書の内容の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

生田 京子	名城大学理工学部教授
伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
大石 弥幸	大同大学名誉教授
岡村 聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
長田 和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
片山 直美	名古屋女子大学健康科学部教授
上島 通浩	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
鷺見 哲也	大同大学工学部教授
田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
富田 寿代	鈴鹿大学国際人間科学部教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
◎中山 恵子	中京大学経済学部教授
夏原 由博	名古屋大学名誉教授
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
○二宮 善彦	中部大学工学部教授
橋本 啓史	名城大学農学部准教授
葉山 嘉一	公益財団法人日本鳥類保護連盟評議員
櫃田 珠実	名古屋芸術大学芸術学部教授
宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
義家 亮	名古屋大学大学院工学研究科准教授
吉永 美香	名城大学理工学部教授

◎会長 ○会長代理

(敬称略、五十音順)